

令和6年度 第6回
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和6年（2024年）9月11日

日野市教育委員会

令和6年度第6回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和6年(2024年)9月11日(水)
14時00分～14時32分

開催場所 506会議室

出席委員 教 育 長 堀川 拓郎 教育長職務代理者 高木 健夫
委 員 真野 広 委 員 正留 久巳
委 員 岩下 優美子

議事録署名委員 委 員 岩下 優美子

事務局出席者 教 育 部 長 中田 秀幸 教育部参事 長崎 将幸
(兼教育指導課長)
教育部参事 田中 洋平 庶務課長 釜堀 亜矢子
学務課長 成澤 綾子 教育指導課主幹 坪田 充博
統括指導主事 前田 健太

傍聴者 1名

書記 庶務課庶務係長 岸本 洋輔
庶務課主事 金澤 仁

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

教 育 長

堀川 拓郎

議事録署名

委 員

岩下 優美子

議事内容

議案

- 第 29 号 令和 6 年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（令和 5 年度事業）について
- 第 30 号 教職員の内申の専決処分について
- 第 31 号 教育委員会職員人事の専決処分について
- 第 32 号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について
- 第 33 号 教育委員会職員の分限休職について

請願審査

- 第 6-7 号 対都教委"君が代"5次訴訟（7月4日・東京地裁）での、岡田正則・早稲田大学大学院教授（菅義偉氏が学術会議会員の任命を拒否）の証人尋問の内容を、本市の教職員に周知頂きたい等の請願

報告事項

- 第 13 号 行政情報の公開請求
- 第 14 号 通学路合同点検の実施状況について

(議事の要旨)

開始 14時00分

[堀川教育長]

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、令和6年度第6回教育委員会定例会を開会いたします。

本日は傍聴を許可したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、傍聴を許可します。

本日の議事録署名は、岩下委員にお願いをいたします。

本日の案件は、議案5件、請願審査1件、報告事項2件です。

会議の進め方ですが、まず請願第6-7号を審査し、次に議案第29号から順次審議を進めていきたいと思っております。また、議案第30号、議案第31号、議案第32号及び議案第33号は公開しない会議とし、最後に審議したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、まず請願第6-7号を審査し、次に議案第29号から順次審議を進めていきたいと思っております。会議規則第10条により、議案第30号、議案第31号、議案第32号及び議案第33号は公開しない会議とし、議事の最後に審議をいたします。

それでは、議事に入ります。

請願第6-7号 対都教委"君が代"5次訴訟(7月4日・東京地裁)での、岡田正則・早稲田大学大学院教授(菅義偉氏が学術会議会員の任命を拒否)の証人尋問の内容を、本市の教職員に周知頂きたい等の請願について、事務局より説明をお願いします。庶務課長。

○請願第6-7号 対都教委"君が代"5次訴訟(7月4日・東京地裁)での、岡田正則・早稲田大学大学院教授(菅義偉氏が学術会議会員の任命を拒否)の証人尋問の内容を、本市の教職員に周知頂きたい等の請願

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書11ページを御覧ください。請願番号、請願第6-7号、受付年月日、令和6年8月15日、件名、対都教委"君が代"5次訴訟(7月4日・東京地裁)での、岡田正則・早稲田大学大学院教授(菅義偉氏が学術会議会員の任命を拒否)の証人尋問の内容を、本市の教職員に周知頂きたい等の請願でございます。

請願者の住所、氏名は記載のとおりでございます。

次ページ、12ページから13ページまでが請願の要旨でございます。

説明は以上でございます。

[堀川教育長]

請願者より申出がありましたので、請願の事情を述べていただきますが、よろしいでし

ようか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

それでは、事務局は請願者を席に案内してください。

[請願者]

こんにちは。

[堀川教育長]

それでは、請願者は5分程度で請願の事情を述べてください。

[請願者]

7月4日に東京地方裁判所の103大法廷で、岡田正則・早稲田大学大学院教授、この方は御承知のような行政学の専門家ですが、この方の、君が代不起立教員の不当処分取消し問題での裁判の証人尋問がございました。

ここで、まず先に、やっぱり思想・良心の自由を日野市教育委員会は尊重しているのかということで、そこに書いた99年の都教委の通達、しかも第1次の通達よりも前の、なおかつ、国旗・国歌法と称するものよりも前の南平小学校入学式でピアノ伴奏を強制した、そして、こういった類いでは東京初の戒告処分も出してしまったという、私どもからしたら前科がある教育委員会だと言わざるを得ない。なおかつ、その南平小学校の校長室では、「私はロボットになってピアノを弾くことはできません」と言った音楽専科教諭に対して、当時の矢野優教頭が「40秒間ロボットになりなさい」と。ふざけた話だと、保護者の間でも有名でした。ロボットに教えられるのか。教えられませんよね。ということです。そういうことがある日野市の教育委員会だということを踏まえた上で、では、2番のところの具体的請願事項です。

まずは、岡田先生の証言、『マスコミ市民』8月号に書いてあるとおり、ILOとユネスコ(国連)の合同委員会のCEART(セアート)が、日本政府に対して、文部科学省と東京都教育委員会の君が代の起立強制はやっぱり間違っていると、そういうふうに分してやるのは特に間違っているということをはっきりと是正勧告をしています。それから、国連自由権規約委員会、これはもっと重い機関ですけど、これが2022年11月4日に都教委による教職員や児童生徒への君が代起立強制に対して、**serious concern**(シリアスコンサーン)、これはかなり重い言葉ですよ。「懸念」と訳す人もいますが、相当重い言葉です。これを表明しております。

ということで、やはり日本政府や東京都教育委員会や文部科学省はこれに従わなきゃいけない、強制しちゃいけないということをしっかりと申し上げたい。併せて、岡田先生は、「日本が民主主義国と言うんだったら、憲法第19条の思想・良心の自由に触れる君が代問題で不当処分発出をすること自体が恥ずかしいことだ」と、「そういうのを出す行政はおかしい」と言っております。

では、2-2に移りまして、2003年に都教委の「10・23通達」というのをどうやって出したかということ、残念ながら日野から出てきた古賀俊昭という都議会議員、それから土屋敬之都議会議員、教育委員の鳥海巖氏、米長邦雄氏らが政治圧力で出したものです。全く学問的あるいは教育的な意味はない、政治色の濃い政治まみれの通達であるということ

です。

なお、横山洋吉氏は、教育長という職にありながら、自民党の政治集会に九州まで行って参加しております。しかも、これは当時の扶桑社の右翼の教科書を採択する集会に行っておるといふ異常な教育長だということをおし上げておきます。

鳥海さんという方は、非常に問題があるのは、「癌（がん）」という言葉を使って差別発言をしているんです。7番のところを読んでください。「企業の改革でも、僅かな少数派はあくまでも反対。これは徹底的に潰さないと禍根が残る。特に半世紀以上巣くってきた癌だから」——これは君が代の不起立の先生を例えているんですね、——「痕跡を残しておくわけにいかない。癌細胞を少しでも残すと、またすぐ増殖してくるのは目に見えているからです。徹底的にやる」と。こういう言い方をしています。人権無視の教育委員ですね。

それから、米長邦雄さんというのは、君が代の起立の職務命令を口頭で発したけど文書では発しなかったという校長を「呼びつけてお詫びさせろ」といふ発言をしています。これは脅迫だと思っています。

そのような人たちが作ったものが「10・23 通達」だということはおしかり把握していただきたい。

それから、2-4は、田中聡史先生という特別支援学校の先生です。この方は10回不起立していらっしやるすばらしい先生なんですけど、「減給以上は駄目」といふ最高裁判決が出ましたので、取消しを命じた判決が出たのに、東京都教育委員会は謝らないんです。取り消して、しかも減給処分なくしたから戒告処分2発出していいだろうといふので、戒告処分を2発出しに、8年も遡って発出してきたと。しつこいといふか、東京都教育委員会はそういう組織だということをおしかりと申し上げておきます。

岡田先生は、「田中先生に対して最初に減給の処分を出したときの処分の発令の理由書、それから、戒告を2本出し直したときの処分発令の理由が全く同文である、これは行政法上あっちゃいけない」といふこともおしかりおっしゃっておりますので、参考にしていただきたいと思ひます。

2-5でございますが、こちらは証人尋問と言わないで不起立した先生御自身の本人尋問と言ふんですね。男性教諭は、座っていると副校長が3回も「先生、立ってください」といふにきた。これは都教委に「私は副校長として3回立つよう言いました」と回数をお報告するためですね。こういうことをやっているわけです。

あとは、「10・23 通達」の前は、「君が代のときに、天皇に関する歌だから起立するかしないかは各自の判断で。憲法の思想・良心の自由があります」といふことを、1999年の通達の下では開式前等に説明は可能だったのに、この「10・23 通達」以降できなくなったといふことで、生徒に対して非常に悪影響がある通達だということをおしかりました。

それから、だからこそ、本市の小中学校ではぜひ、最低限、「起立しない自由は各自の判断で」といふ説明をすべきだと、私は君が代をなしにすべきだと思ひますが、それは言っておきます。

あと、最後は2-6です。これは女性教諭が……。

[堀川教育長]

請願者に申し上げます。5分が経過しましたので、説明をまとめてください。

[請願者]

はい。

通常は、高校の場合は担任は持ち上がるんですけど、不起立したら持ち上がれない、いわゆる担任外し、それから、主任教諭の選考で不合格ということやっている、まるでプーチン容疑者みたいな政治的ないじめを東京都教育委員会、文部科学省はやっている。ぜひこういうことに対して岡田先生の今回の証言を生かして、もっと民主的な学校にしていきたい。

以上でございます。高木さん、今日はぜひ具体的な質問をしてくださいね。意見を言ってください。では、これで。

[堀川教育長]

この件につきまして、御質問がございましたらお願いをいたします。

[請願者]

ぜひお願いします。答えますので。どうですか。

[堀川教育長]

なければ、御意見を伺います。

[請願者]

じゃ、ここまでですか。はい。

[堀川教育長]

高木委員。

[高木教育委員]

本請願は、私自身、不採択と考えます。その理由についてですが、本請願は、2、具体的請願・分析事項として2-1項から2-6項にわたり、請願者グループで共有する考え方が述べられています。請願書などをよく読ませていただきました。

また、ただいまありました請願者自身による説明を伺っても、請願事項に関する具体的な背景や理由が理解できないこと、以上の観点で本請願は不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。真野委員。

[真野教育委員]

私も請願はしっかり読ませていただきました。また、今の御説明も伺いました。ありがとうございます。

その上で、今回の請願は、請願者の考えに基づく一方的な主義主張でありまして、請願を採択するに当たる正当な理由が私は読み取れませんでした。したがって、私は不採択と判断いたしました。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。正留委員。

[正留教育委員]

御説明ありがとうございました。

[請願者]

ありがとうございます。

[正留教育委員]

本請願を読ませていただきました。今回の請願の背景と請願を実行いただきたいお願いなど及び具体的請願・分析事項の2-1から2-6について読みましたが、本請願は請願者の考え方に基づく一方的な主張と論の展開であり、日野市教育委員会が請願を採択すべき理由となるものを捉えることができませんでした。したがって、不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下教育委員]

請願を読ませていただきました。また、今ほど請願者御自身による説明もありましたが、日野市教育委員会において採択しなければならない正当な理由を見いだすことができませんでした。よって不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結をいたします。

委員の皆様の御意見としては、不採択という御意見が多いようですので、対都教委"君が代"5次訴訟（7月4日・東京地裁）での、岡田正則・早稲田大学大学院教授（菅義偉氏が学術会議会員の任命を拒否）の証人尋問の内容を、本市の教職員に周知頂きたい等の請願、これを不採択とすることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

[堀川教育長]

異議なしとのことですので、請願第6-7号については、不採択とすることに決しました。

議案第29号 令和6年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（令和5年度事業）について、事務局より提案理由の説明をお願いします。庶務課長。

○議案第29号 令和6年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（令和5年度事業）について

[釜塚庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書1ページを御覧ください。議案第29号 令和6年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（令和5年度事業）について御説明いたします。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和6年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（令

和5年度事業)を作成し、日野市議会に提出するものでございます。

別冊の報告書を御覧ください。表紙をおめくりいただきまして、目次を御覧ください。評価書の構成でございます。

I、はじめに、II、点検・評価の基本方針、III、教育委員会の活動状況の点検・評価について、IV、主要な取り組みの執行状況の点検・評価についての4章立ての構成となっております。

評価書1ページを御覧ください。I、はじめににつきましては、当報告作成の法令根拠等について記載したものです。

その下、II、点検・評価の基本方針につきましては、1、目的、2、点検・評価の対象、3、点検・評価の実施方法を記載しております。なお、点検・評価の実施方法につきましては、客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する山口仁一氏及び蟹江杏氏から御意見をいただいております。

2ページを御覧ください。III、教育委員会の活動状況の点検・評価についてでございます。本章におきましては、1、教育委員会の組織、2、活動状況の概要、3、点検・評価、次ページ、3ページからは、4、学識経験者の意見を掲載しております。

9ページを御覧ください。令和5年度教育委員会活動状況でございます。(1)構成につきましては、令和5年度の教育委員を記載しております。(2)定例会・臨時会につきましては、4月の第1回定例会から翌年3月の第12回定例会までの会議の概要について記載しております。

13ページを御覧ください。日野市総合教育会議、市長、副市長と教育委員の意見交換会、校長会と教育委員との意見交換会などについて、主な内容を記載しております。

14ページを御覧ください。(7)教育委員の学校訪問でございます。教育委員が幼稚園、小中学校を訪問し、授業見学や教職員との協議等を行いましたので、その内容を表にまとめております。

15ページを御覧ください。(8)教育委員の研究発表会への出席につきましては、教育委員が出席された研究発表会の内容を表にまとめております。

16ページを御覧ください。(9)教育委員の視察研修・連絡会等では、教育委員を対象にした研修会等につきまして、主な内容を記載しております。(10)教育委員会施策研究会では、年度内に実施した施策課題に対する研究や情報交換等について、主な内容を記載しております。

17ページを御覧ください。(11)教育委員の関係行事への出席では、教育委員が出席され現場の状況や実態把握を行われた主な行事等を表にまとめております。(12)教育委員として就任している他の組織の委員等につきまして、記載のとおりでございます。

18ページを御覧ください。IV、主要な取り組みの執行状況の点検・評価についてでございます。令和5年度の主要な取り組みとして実施した事業のうち、14事業を評価の対象としました。

19ページからは、学校教育部門の主要な取り組みを記載しております。

23ページからは、生涯学習部門の主要な取り組みを記載しております。

25ページを御覧ください。評価対象事業14事業の一覧を掲載しております。

27ページを御覧ください。主要な取り組みの執行状況の点検・評価につきまして、先ほど御紹介いたしました2人の学識経験者の御意見を59ページまで掲載しております。

60ページを御覧ください。各評価対象事業14事業の自己評価を74ページまで掲載しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。なければ、御意見を伺います。高木委員。

[高木教育委員]

山口委員、蟹江委員のお2人の評価委員から、令和5年度の教育委員会の活動状況及び主要な取り組みの執行状況につきまして、非常に丁寧に一つ一つの活動や執行状況について見ていただき、点検・評価をいただきました。2人の評価委員には総じて高い評価をいただいたと感じていますが、一方では、率直な疑問や要望、提言なども今後への期待も含めて数多くいただいております。それらを踏まえまして、引き続き教育行政を発展させるべく進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。真野委員。

[真野教育委員]

私もこの令和6年度の評価報告書を読ませていただきました。その中で特に、評価委員の山口委員、蟹江委員の評価コメントに興味深く読ませていただきました。

山口委員は、常に最先端のAIあるいはDXの視点を取り入れるなど、教育の世界ではこれまでなかなか踏み込んでいなかった気づきがちりばめられており、すぐには実現できないものもありますけれども、将来にはできそうな構想など、わくわく感を持って読ませていただきました。

一方、蟹江委員は、御自身の体験や活動を通して、言葉では伝え切れない教育テーマをアート力で表現してくださっており、アートの力の偉大さを感じるとともに、多くの気づきをいただくなど、感動を持って読ませていただきました。また、評価の中で、地域コーディネーターの活躍の場がこれからますます広がればいいなという言葉いただいているんですけども、私も全く同感であります。地域には、子供たちに関わりたい、一緒に汗を流したいと思っている方は少なくないのではないかと考えています。もっと地域コーディネーターの認知度を高めることも必要でしょうし、子供たちは地域の宝物としてみんな育てていこうとの思いを共有できる人を増やしていくことも大切かなと感じました。

以上、お二方の委員の評価内容を伺う中で、改めて、子供たちの可能性は無限大で、枠にはめ込んではいけないなと教えていただきました。

私からは以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。正留委員。

[正留教育委員]

山口評価委員、蟹江評価委員には、各事業に対し細かく点検・評価していただき、感謝申し上げます。

様々な貴重な御指摘をいただきました。そこから見えるものとして、各事業を推進するに当たり、目的や内容を市全体に丁寧を示したり、理解を深めていただくようにすることが大事であると思いました。特に、第4次学校教育基本構想の具現化に向けては、一人一人の子供たちをさらにしっかりと捉え育むことと、学校、保護者、地域が一体的に進んでいけるよう、狙いや果たすべきことなどの相互の理解を深めるため、一層の努力が大切であると思いました。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下教育委員]

教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書につきまして、評価委員の山口委員、蟹江委員には、大変詳細かつ丁寧に日野市教育委員会の活動について分析、評価していただき、心より感謝申し上げます。

第3次日野市学校教育基本構想まとめの年の評価でもあり、中には厳しい評価であったり御意見もありましたが、今後の改善への助言であると受け止め、これからに反映する気づきとしていければと思います。山口委員、蟹江委員には、それぞれの視点で今後とも見守っていただきたく思います。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

それでは、私、堀川からも意見を申し上げます。

今回議案となりました教育委員会評価ですけれども、昨年実施した令和4年度の評価までは、主要な取り組みとして文章で記載されたものを、この教育委員会評価の前に事務局のほうでどの項目を評価の対象にするかということを検討するというプロセスでやってきました。それが、今回の令和5年度の回からは、表形式で年度始めにあらかじめ重点を示して、それをベースに評価をいただくという形にして、通年を見通してシステマチックに運用ができるような形に改善を図ったところであります。

来年実施する令和6年度の評価に関しては、第4次学校教育基本構想に基づいて、令和6年度の重点施策、年度重点施策というものを年度初めに示しておりますので、これをベースに行うことで、さらに体系的に行うような形になっていくのかなと思っています。

今回、学識経験者として全くタイプの違う、ヤマグチロボット研究所の山口仁一氏、そして画家、アーティストである蟹江杏氏というお2人に評価委員として評価をいただきました。改めてしっかりと各事業と向き合っていただく中で、異なる光の当て方、そして、事業ごとのめり張りという意味でも、厳しい御意見、御指摘というところも含めて、多角的に評価をいただけた、また、貴重な御提言も含めていただけたと思います。

教育委員会評価のこのプロセスは、教育委員会としての施策のPDCAサイクルにとって大変重要なプロセスであります。今回いただいた御意見、この評価を踏まえてしっかり

と施策を前に進めていきたいと思えます。

以上です。

ほかに御意見はございませんか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結をいたします。

お諮りします。令和6年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（令和5年度事業）についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第29号は原案のとおり可決されました。

報告事項第13号 行政情報の公開請求について、事務局より報告をお願いします。庶務課長。

○報告事項第13号 行政情報の公開請求

[釜堀庶務課長]

議案書15ページを御覧ください。報告事項第13号 行政情報の公開請求について報告をさせていただきます。

次ページを御覧ください。請求日、決定日、請求件名、決定内容は記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

[堀川教育長]

事務局からの報告が終了しました。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

なければ、報告事項第13号を終了いたします。

報告事項第14号 通学路合同点検の実施状況について、事務局より報告をお願いします。学務課長。

○報告事項第14号 通学路合同点検の実施状況について

[成澤学務課長]

学務課長でございます。

議案書の17ページをお開き願います。報告事項第14号 通学路合同点検の実施状況について御報告させていただきます。

次のページ、18ページをお開き願います。教育委員会では、学校やPTAの方などと連携しまして、例年、通学路合同点検を実施しております。市内の小学校17校を3つのブロックに分けて実施しており、令和6年度は、こちらの表に記載しておりますとおり7月から8月にかけて6校を対象に実施いたしました。点検箇所数や当日の参加人数は記載のとおりで、教育委員会以外からの参加者は、各学校の副校長、生活指導主任、保護者の方、市の関連部署、日野警察、東京都南西建の職員などとなっております。

2の合同点検当日の内容についてでございます。参加者全員で事前に学校から候補地と

上げられていた場所を現地確認し、それぞれの箇所では学校や保護者の方から状況について説明をしていただきます。それを受けまして、参加している施設管理者より、どのような対策が取れるか、また、検討する必要があるのかなどの説明をいたします。また、今年度の新たな取組でございますが、時期的に猛暑の中での合同点検ということから、熱中症対策として、点検の移動手段を、駐車場の確保ができたことから、1校で自動車を使用、2校で自転車を使用し、時間短縮を図り実施いたしました。

3の点検実施後の流れについてでございます。合同点検の結果、対策が必要な箇所についてどのような対策をするのか具体的に検討します。点検結果に対する対策について11月をめどに各学校へ報告し、危険箇所について各関係機関で連携し、実施可能な箇所から随時対応を行ってまいります。通学路合同点検の推進会議を例年2月に実施し、関係者間で認識を共有するために、令和6年度に実施した内容を報告する予定でございます。

4、その他でございます。現在、市内に約1,200か所設置しております通学路の案内表示板については、看板を設置している管理会社から、今後5年更新ごとに更新料を徴収する旨が伝えられました。全部の箇所の更新となりますと更新料の総額が約1,200万円かかることから、費用対効果を勘案しまして、今年度から設置箇所や枚数の見直しをしたいと考えております。この件につきましては、合同点検の際に学校や保護者の方へ事前に説明をし、おおむね了承いただいているところでございます。しかしながら、設置箇所の見直しについては、単純に減らしていくということではなく、子供の安全面を引き続き考慮し、適切な設置について検討していきたいと考えております。

報告は以上になります。

[堀川教育長]

事務局からの報告が終了しました。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ、報告事項第14号を終了いたします。

これより議案第30号、議案第31号、議案第32号及び議案第33号の審議に入りますが、本件につきましては、公開しない会議といたしますので、関係職員以外は退席しても差し支えないと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。関係職員以外の方は退席をしてください。

なお、本件の終了をもって、令和6年度第6回教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 14時32分